

甲府市建設工事総合評価実施要綱

平成19年12月14日
総 第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関する必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象工事等)

第2 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、公共工事の品質を確保するため、企業の技術力及び企業の信頼性・社会性を入札価格と一体として評価することが必要と認められる工事から選定するものとする。

(総合評価落札方式の種類の選定)

第3 総合評価落札方式の実施にあたっては、「甲府市建設工事総合評価活用ガイドライン」の「総合評価落札方式の種類」及び「総合評価落札方式の対象工事の選定」に基づき、特別簡易型（I）、特別簡易型（II）、簡易型（I）、簡易型（II）、標準型（技術提案型）、標準型（高度技術提案型）から選定する。

(総合評価の方法)

第4 総合評価落札方式による評価の方法については、別記の「落札者決定基準」によるものとする。

(総合評価委員会の設置)

第5 総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術審査等について中立かつ公正な審議を行うため、学識経験者からなる甲府市総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(入札方法)

第6 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとする。

(審査)

第7 市長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象工事の適否及び落札者決定基準について、甲府市技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査に付するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするとき、及び落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ委員会の委員2名以上の意見を第1号様式により聴取しなければならない。

2 市長は、前項の意見聴取の際、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員会の委員2名以上の意見を第2号様式により聴取しなければならない。

(実施対象工事の適否及び落札者決定基準)

第9 市長は、実施対象工事の適否及び落札者決定基準について、第8の意見を受けた後決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

(評価結果の公表と疑義照会)

- 第10 市長は、価格以外の評価点を算定後、技術審査会の審議に付し、第2-1号様式により甲府市ホームページで公表するものとする。
- 2 入札参加者は、前項の規定による公表があった日から3日以内に、自らの評価点について、第3号様式により疑義の照会をすることができるものとする。
 - 3 市長は、前項の照会に対し、第4号様式により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。
 - 4 前項の場合において、価格以外の評価点を修正したときは、甲府市ホームページで修正した結果を公表するものとする。

(落札予定者の決定方法)

- 第11 落札予定者の決定方法は、別記落札者決定基準のほか、次の各号の規定によるものとする。
- (1) 入札参加者のうち、次のすべての要件を満たす者を審査対象とするものとする。
 - ア 価格以外の評価を行うために必要な資料（別途「甲府市建設工事総合評価入札技術等審査確認資料作成要領」に定められた様式）を提出した者
 - イ 入札書が無効でない者
 - (2) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。
 - (3) 落札予定者は、総合評価値の最も高い者とする。ただし、総合評価により得られた評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

(落札者の決定)

- 第12 市長は、開札後、技術審査会の審議に付して落札者を決定するものとする。ただし、第8第2項の規定により落札者決定の意見聴取を行った場合は、技術審査会の審議に付して決定するものとする。
- 2 前項により落札者が決定したときは、甲府市ホームページで公表するとともに、落札者に通知するものとする。

(入札参加者への周知)

- 第13 市長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。
- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
 - (2) 「甲府市建設工事総合評価入札技術等審査確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。
 - (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
 - (4) 落札者の決定方法
 - (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
 - (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

- 第14 入札参加者は第13第2号の資料を総合評価入札技術等審査確認資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(技術提案の明示)

- 第15 市長は、標準型による総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、対象工事が要求する性能等に関する資料を提示し、技術提案を求める旨を明示する。

(技術提案の提出方法)

- 第16 市長は、技術提案を求める場合は、その内容を明示した技術提案書を総合評価入札技術等審査確認資料提出時に併せて提出させるものとする。ただし、市長が別に提出時期を指定したときは、この限りでない。

(技術提案の審査)

- 第17 市長は、提出された技術提案書について、技術審査会の審査に付するものとする。ただし、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聞くことができるものとする。
- 2 前項の審査を行う場合において、市長は必要に応じて入札参加者に対して、事前にヒアリングを実施することができるものとする。

(技術提案の改善)

第18 市長は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合又は一部の不備を解決できる場合には、技術提案の改善を求め、又は入札参加者に改善を提案する機会を与えることができる。

(提案の採否の通知等)

第19 技術提案の採否については、提案者に第5号様式により通知するものとする。この場合において、技術提案書が採用されなかった者は、第3号様式により3日以内に理由の説明要求を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の照会に対し、第4号様式により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。

(技術提案の保護)

第20 技術提案については非公表とし、技術提案の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以後の工事において、前項の提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合についてはこの限りでない。

(総合評価に係る資料の作成費用)

第21 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第22 落札者の提示した施工計画又は技術提案は契約内容となるため、市長は、当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認表により確認していくものとする。この場合において、請負者の責により計画どおり履行がなされていないと判断されたときは、施工主管課で審議し請負者が提示した施工計画又は技術提案による効果及び履行の状況を総合的に勘案したうえで「甲府市工事成績評定要領」に基づき的確に工事成績に反映するものとし、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとする。

2 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除又は指名停止等の措置を講じができるものとする。

(入札実施における特例)

第23 この要綱に基づき入札を行うときは、他の要綱・要領等の規定にかかわらず次のとおり実施するものとする。

- (1) 申請書及び資料は、公告に定められた受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送等(ファクシミリを含む。)によるものは受け付けない。
- (2) 低入札価格調査制度を適用する。

(秘密の保持)

第24 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しない。

(その他)

第25 市長は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別記 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ②総合評価値が、基準評価値（標準点／予定価格×100,000,000）に対して下回らないこと。
- ③入札価格が低入札価格調査実施要領の調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
 - ③-1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
 - ③-2 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(1) 総合評価の方法

- 1) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計点である技術評価点を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は100点とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

- 2) 「加算点」については、下記「1」「2」「3」の評価項目ごとに評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計点が最高の者に加算点の満点を与える、他の者はそれぞれの評価点の合計点に応じ按分して求められる点を加算点として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計点} / \text{評価点の合計点の最高点}) \times \text{加算点の満点}$$

※加算点、評価点、評価値は少數第4位を四捨五入し小数第3位まで表示

「1」 企業の技術力

「2」 企業の信頼性社会性

「3」 技術力（技術提案）

(2) 評価の基準

簡易型（I）は、下表の施工計画の5項目から工事特性により求めるべき評価項目を1項目設定する。

簡易型（II）は、下表の施工計画の5項目から工事特性により求めるべき評価項目を2項目設定する。

標準型（技術提案型）は、工事ごとに工事内容を実現するため、下表の安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等に関する中から技術提案の評価項目と評価点を設定する。

標準型（高度技術提案型）は、下表の技術提案3項目の中から、工事ごとに設定する。

特別簡易型は、施工計画、技術提案を選択しない。

施工計画、技術提案以外の項目は、各型共通として、工事特性及び公告において定められた要件を踏まえ、別表を参考に選択するものとする。ただし、必須項目においても市長が認めたときは、選択しないことができる。

「1」企業の技術力

評価項目	評価基準	評価点		
施工計画	1 工程管理に係わる技術的所見 「○○に係わる技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている 工程管理が適切であり、工夫が見られる 工程管理が適切である 未記入である、または不適切である	10 5 0 欠格	
	2 材料の品質管理に係る技術的所見 「○○の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている 品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる 品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切である 未記入である、または不適切である	10 5 0 欠格	
	3 施工上の課題に対する技術的所見 「○○の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている 課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる 課題に対して、現地条件を踏まえ適切である 未記入である、または不適切である	10 5 0 欠格	
	4 安全管理に留意すべき事項 「○○に留意すべき○○」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている 留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる 留意事項が現地条件を踏まえ適切である 未記入である、または不適切である	10 5 0 欠格	
	5 施工上配慮すべき事項 「○○に配慮すべき○○」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている 配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる 配慮事項が現地条件を踏まえ適切である 未記入である、または不適切である	10 5 0 欠格	
	配置予定技術者の能力	1 資格 (※1)	1級施工管理技士等または技術士等 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0
		2 同種工事の施工経験 (※2) (※3)	主任（監理）技術者として同種工事で実績あり 担当技術者として同種工事で実績あり その他	2 1 0
		3 当該工種の工事成績評定 (※1) (※4) (甲府市発注工事)	評価区分「A」 あり 評価区分「A」 なし	1 0
		4 当該工種の工事成績評定点の平均点 (※1) (※5) (甲府市発注工事)	75点以上 70点以上 75点未満 70点未満（成績実績なし）	2 1 0
		5 継続教育(CPD)の取組 (※1) (※6)	推奨単位以上の取得がある 取組なし又は取得単位が推奨単位未満である	1 0
		6 登録基幹技能者の配置人數 (※7)	1人 もしくは 2人以上 0人	1 もしくは 2 0

企業の施工実績		
1 同種工事の施工実績 (※3)	甲府市、県又は国・公団等の同種工事の実績	2
	市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他	0
2 当該工種の工事成績評定点の平均点 (※5) (甲府市発注工事)	80点以上	4
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	60点以上70点未満又は成績実績なし	0
	60点未満	-2
3 当該工種の優良工事表彰の有無 (※8) (甲府市発注工事)	3回表彰あり	4
	2回表彰あり	2
	1回表彰あり	1
	表彰の実績なし	0
4 品質管理マネージメントシステムの取組	I S O 9 0 0 1 の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0
自由設定項目		1~5

- ※1 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- ※2 担当技術者としての実績は、建設業法上の技術者資格を有した現場代理人としての施工実績も対象とする。
- ※3 同種工事の実績は平成17年4月1日以降及び当該年度が対象となる。
- ※4 評価区分「A」の有無は過去3か年度及び当該年度において当該工種の実績があれば対象となる。
- ※5 工事成績評定の平均点は、過去2か年度及び当該年度に完成した当該工種の工事成績を全て用いるものとする。配置予定技術者の工事成績は最終登録されたものを対象とする。
- ※6 C P D : Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味する。建設系C P D協議会、建築C P D運営会議、電気電子・情報系C P D協議会及び日本工学会C P D協議会に属する団体の当該工種の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価するものとする。
- ※7 登録基幹技能者とは大臣登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習修了者をいう。
1もしくは2工事種目で設定された工事種目に対応した職種である場合評価するもとする。
- ※8 優良工事表彰は過去3か年度（表彰された年度）における当該工種の実績があれば対象となる。
- 注) 配置予定技術者の能力・企業の施工実績の評価項目は、公告において必須要件としている項目については原則選択しない。その他については必要な項目を選択する。

「2」 企業の信頼性・社会性

評価項目	評価基準	評価点
地域精通度（※1）		
1 地理的条件 (企業)	施工実績あり 施工実績なし	1 0
2 地理的条件 (技術者)	施工実績あり 施工実績なし	1 0
地域貢献度（※2）		
1 災害協定	協定締結あり 協定締結なし	1 0
2 ボランティア活動	活動実績あり 活動実績なし	1 0
3 障害者の雇用	雇用実績あり 雇用実績なし	1 0
4 環境マネージメントシステムの取組	I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得済み 認証を未取得	1 0
5 災害時の事業継続力認定	認定あり 認定なし	1 0
企業の取り組み		
1 若手技術者の育成（※3）	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置 国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置 上記配置なし	2 1 0
事故及び不誠実な行為		
1 指名停止 (※4)	指名停止（3か月以上） 指名停止（1か月以上3か月末満） 指名停止（1か月末満） 指名停止なし	-4 -2 -1 0
2 民事再生法又は会社更生法 (※5)	市民の信頼を損ね、市や債権者である市民に損害を与えたと認められるもの	-4
自由設定項目		1～5

※1 地域精通度については近隣地域で平成17年4月1日以降及び当該年度の施工実績を対象とする。

※2 ボランティア活動については近隣地域で過去3か年度の活動実績を対象とする。

※3 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者）以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者（主任（監理）技術者）及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。

※4 「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱」によるものとし、処分を受けた対象となる期間は、前年度及び当該年度の公告日までとする。

複数回ある場合は、合計日数とする。また、期間が前々年度から前年度にまたがっている場合は対象年度の期間だけではなく、全ての期間が対象となる。

※5 民事再生法による民事再生手続き開始又は会社更生法による更生手続き開始の決定を受けた後、甲府市の競争入札参加資格の再認定を受けた者で、再認定を受けた日が前年度及び当該年度の公告日までにある者とする。

「3」技術力（標準型）

1) 標準型（技術提案型）

評価項目	評価基準	評価点
技術力（技術提案）		
1 安全対策	・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
2 交通・環境への影響	・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
3 工期の短縮	・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
4 その他	・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点

2) 標準型（高度技術提案型）

評価項目	評価基準	評価点
技術力（技術提案）		
1 総合的なコストの縮減に関する技術提案	ライフサイクルコスト ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	その他 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
2 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	性能・機能 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
3 社会的要請への対応への対応に関する技術提案	環境の維持 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	交通の確保 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	特別な安全対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点
	リサイクル対策 ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価	○○点

注1) 標準型（技術提案型）、標準型（高度技術提案型）の評価項目及び評価点は、上記のそれぞれの項目を参考に工事ごとに定める。

注2) 標準型（技術提案型）、標準型（高度技術提案型）の技術提案については、必要に応じて専門分野の学識経験者に意見を聞くことができるものとする。

第1号様式

第 年 月 号
年 月 日

学識経験を有する者 様

甲府市長 印

総合評価落札方式による発注方法について

このことについて、総合評価実施要綱第8第1項の規定に基づき、次の工事の適用及び評価基準について意見を求める。

1 対象工事及び工事内容 別紙のとおり（第1-1号様式）

第2号様式

第 年 月 号
日

学識経験を有する者 様

甲府市長 印

総合評価落札方式に係る落札者の決定について

このことについて、総合評価実施要綱第8第2項の規定に基づき、次の工事に係る落札者の決定について意見を求める。

1 総合評価対象工事及び総合評価結果 別紙のとおり

注) 別紙として第2-1号様式を添付する。

第3号様式

価格以外の評価に係る疑義について（照会）

年　　月　　日

甲府市長

1 疑義のある者の住所氏名

住 所

(郵便番号)

電話番号

)

商号又は名称
代表者名

印

2 疑義の対象となる工事名・場所

工事名

工事場所

3 疑義のある事項

第4号様式

番年月日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

甲府市長 印

価格以外の評価に係る疑義に対する回答

年 月 日付けで疑義があった件について、次のとおり回答します。

- 1 疑義の対象とされた工事名・場所
工事名
工事場所
- 2 回答内容
※ 疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。
※ 疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。
- 3 評価結果の公表
修正後の評価結果については、〇年〇月〇日に公表します。

第5号様式

第
年
月
日
甲府市長
印

(提案者) 様

技術提案採否通知書

このことについて、総合評価実施要綱第19第1項の規定に基づき、技術提案書に対する審査結果を次のとおり通知します。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 公告日
- 4 技術提案の採否

技術提案の内容	採否	採用しない理由
① ○○の提案	採用 不採用	
② △△の提案	採用 不採用	

注) 技術提案者は、その認められない理由について

年 月 日までに書面により、発注者へ説明を求めることができる。